新たな町史の編さん事業が本格的にスタートしました



▲『今金町史』（左）と『改訂今金町史上・下巻』（右）

役　職	委員名（敬称略）	所属団体等
委員長	小田島　輝　志	今金町文化財保護委員会
副委員長	秋　山　道　子	今金町歴史をたどる会
委　員	大　倉　孝　之	今金町商工会
委　員	大　場　倫　夫	今金町農業協同組合
委　員	船　木　　恵	今金町教育委員会
委　員	久　慈　　学	今金町校長会

今金町が農業による開拓を始めてから130年が経っております。この間、町の歩みを伝えるものとして、『今金町史』（昭和33年）、『改訂今金町史上・下巻』（平成３・６年）が発刊されております。改訂町史下巻が発刊されてからも28年という月日が流れ、町を取り巻く状況も大きく変わりました。

そこで、町民が過去に学び、郷土の現在・未来を考える拠り所として、新たな町史を編さんすることといたしました。

去る５月12日に第１回町史編さん委員会を開催し、左記の委員会組織が決定いたしました。今後、年に３回ほどの委員会を開催し、編さん計画とその内容について審議いただくこととなっており、令和７年度中の発刊を目指しております。町民の皆さまへも随時、進捗状況をお伝えします。

【問合せ】
まちづくり推進課　町史編さんグループ
☎82-0111

農地調査のお知らせ

農業委員会では、８月～11月を調査期間として、優良農地の確保と遊休農地の発生防止、農地の違反転用と不法投棄の早期発見のため、農業委員が班を編成して地域ごとに巡回します。調査の際に農地へ立ち入ることもありますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、現地調査の際の立会いは必要ありません。

また、この調査により確認された遊休農地については、後日、所有者へ今後の管理意向を調査させていただき、遊休農地の解消に向けた活動に役立てます。

農地の所有者や耕作者には、農地を農地として利用する責務があります。自ら耕作できない等農地の利用でお悩みの方は、お早めに地元の農業委員または農業委員会事務局へご相談ください。

◆調査員（農業委員）は、身分証明書、緑の帽子と腕章を着用、調査車両には「農地パトロール」と書いたマグネット板をつけて農地を調査します。

■農地の転用・売買等には許可が必要です。

○農地転用の許可・届出の申請

農地を農地以外の用途（宅地、駐車場、植林、資材置き場）で使用する場合は、事前に許可を受ける必要があります。

○農地の売買・賃貸の申請

農地を耕作目的で売る・買う・借りる場合は申請が必要です。



【問合せ】農業委員会事務局　☎82-0111

マイナンバーカード未取得者へ交付申請書が再々送付されます

国では、令和５年３月末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指しています。この度、未取得者を対象としてマイナンバーカードの「ＱＲコード付き交付申請書」が令和４年７月下旬から８月（予定）にかけて地方公共団体情報システム機構（Ｊ－ＬＩＳ）から、順次送付されます。※75歳以上および令和４年中の出生児については送付されません。

ぜひ、この機会に申請をお願いします。

申請手続きについては下記をご覧ください。

申請方法（以下５つの方法から申請できます）

スマートフォン



❶ スマホで顔写真を撮影

❷ スマホで交付申請書の**QRコードを読み取る**

❸ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録

❹ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了

郵便

❶ 交付申請書に必要事項を記入し、**6か月以内**に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了

役場税務住民課

❶本人確認書類を持参下さい。
❷無料で顔写真撮影を行っています。

パソコン

❶ カメラで顔写真を撮影

❷ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録

❸ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了

証明用写真機

❶ タッチパネルから**「個人番号カード申請」**を選択

❷ 撮影用の料金を投入して、交付申請書の**QRコードをバーコードリーダーにかざす**

❸ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力

❹ 画面の案内にしたがって、顔写真を**撮影して送信**し、申請完了

マイナンバー制度・マイナンバーカードについて
【問合せ】マイナンバー総合フリーダイヤル　☎0120-95-0178
税務住民課　戸籍年金グループ　☎82-0111

６月20日の夜から防災行政無線の放送が変わりました

より安定して戸別受信機の電波を受信できるようにするため、設備を更新し、屋内で聞き取りやすい環境を整備しました。

以前の放送の仕方

戸別受信機と外にある21カ所のスピーカーの屋外拡声子局から、同時に放送が流れていました。



変更

現在の放送の仕方

始めに
戸別受信機から放送

次に
屋外拡声子局から放送

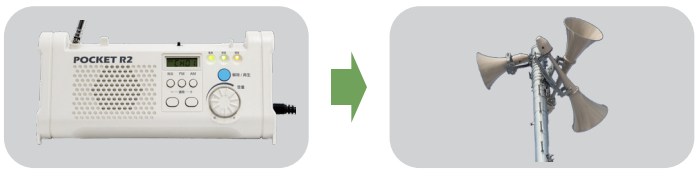

【問合せ】くらし安心課　防災・住民生活グループ　☎82-0111